（補償金額決定の通知）

第十条　農林水産大臣は、法第二十七条第三項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

２　農林水産大臣は、法第二十七条第四項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を当該申請者に通知するとともに、当該金額、支払の期限並びに当該申請者の氏名又は名称及び住所を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

（届出の義務）

第十一条　法第三十条の農林水産省令で定める水産動植物は、あゆとする。

第十二条　法第三十条前段の規定による届出は、その業を開始しようとする日の三十日前までに、別記様式第四号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

２　法第三十条前段又は法附則第二項の規定による届出をした者は、当該届出書の記載事項を変更しようとするときは、当該変更をしようとする事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第十三条　法第三十条後段の規定による届出は、その業を廃止した日から十日以内に、その旨を記載した書面を農林水産大臣に提出してしなければならない。

（生産及び配付の指示）

第十四条　法第三十一条の規定による指示は、水産動植物の生産についてする場合は当該水産動植物の種苗の種類及び生産数量又は生産方法を、水産動植物の種苗の配付についてする場合には、当該水産動植物の種苗の種類及び配付価格、配付方法、配付先別数量、又は時期別配付数量を記載した書面を交付してするものとする。

（報告の徴収）

第十五条　（略）

（削る。）

（削る。）

別記様式第１号中「第一条の三関係」を「第二条関係」に改め、別記様式第二号中「第一条の四関係」を「第三条関係」に、「第13条の２」を「第13条」に改め、別記様式第三号中「第一条の八関係」を「第七条関係」に、「第13条の５第１項」を「第16条第１項」に、「第40条」を「第46条」に改め、別記様式第四号中「第六条関係」を「第十二条関係」に改める。

（内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（許可の申請） **第二条**　指定養殖業について法第二十六条第一項の許可（第十一条及び第十七条を除き、以下「許可」という。）を受けようとする者は、養殖場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	（許可の申請） **第二条**　指定養殖業について法第二十六条第一項の許可（第八条及び第十四条を除き、以下「許可」という。）を受けようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。 一　養殖場の登記事項証明書